

質問に対する回答 1

<p>1</p>	<p>質 問</p>	<p><b>【項目】</b>  「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.1『3 参加資格（9）』</p> <p><b>【内容】</b>  参加資格要件における「地方公共団体における高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務又はそれに類似する方針や計画の策定に関する業務を直接受注した実績」について質問いたします。</p> <p>上記における「地方公共団体における」とは、発注者を地方公共団体に限定する趣旨ではなく、当該業務の対象が「地方公共団体における地域公共交通に関する方針又は計画の策定」であることを指すものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>具体的には、地方公共団体が事務局又は構成員として関与する地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会等から、契約書、注文書、請書その他これに類する書面に基づき受注した当該地方公共団体における地域公共交通計画等の策定支援業務についても、参加資格要件上の実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>
	<p>回 答</p>	<p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、地域公共交通計画は地方公共団体が策定するもので、計画作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができると定められております。</p> <p>また、協議会は計画策定の地方公共団体を構成員に含めて組織され、協議会から業務発注を行うこともありますので、お見込みのとおり地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会等の受注についても地方公共団体からの業務として見做し、実績に含むものとします。</p>
<p>2</p>	<p>質 問</p>	<p><b>【項目】</b>  「03_（別紙2）審査基準」内、評価項目『事業者実績』</p>

		<p><b>【内容】</b></p> <p>審査基準の評価項目内「事業者実績」における「国または地方公共団体において本業務または本業務と類似の業務実績があるか。」について質問いたします。</p> <p>今回の審査では、発注者が国又は地方公共団体である場合に限らず、地方公共団体が事務局又は構成員として関与する地域公共交通会議、地域公共交通活性化協議会等もしくはその委託先から直接受注した地方公共団体における地域公共交通に関する方針又は計画の策定に関する業務についても、評価対象となる業務実績に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。</p>
	回 答	ご質問1の回答により、お見込みのとおりであります。
3	質 問	<p><b>【項目】</b></p> <p>・「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.1『3参加資格（9）』</p> <p>・「03_（別紙2）審査基準」内、評価項目『事業者実績』</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>上記質問1、2について、参加資格の有無及び評価に関わる事項であるため、当社の理解が正しい場合、「01_実施要領」及び「03_（別紙2）審査基準」について、当該箇所（01_実施要領（9）の「参加資格要件」・03_（別紙2）審査基準の「事業者実績」）の記載を上記の解釈に誤解が生じないように修正の上、再度、市ホームページで公開することは可能でしょうか。</p>
	回 答	ご質問に対する回答については、質問及び回答を全て市ホームページにて公表いたします。
4	質 問	<p><b>【項目】</b></p> <p>「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.1『3参加資格』</p>

		<p><b>【内容】</b>  <b>応募主体について質問いたします。</b></p> <p><b>共同企業体又は共同提案体による応募は可能でしょうか。</b>  <b>可能な場合、構成員のいずれかが実施要領内 P.1『3 参加資格』の実績要件を満たしていれば、応募可能という理解でよろしいでしょうか。</b>  <b>また、実施要領内『5 企画提案書等の提出（3）提出書類』に掲げる提出書類イ・カ・キ・クについては、代表事業者のみが提出すれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。</b>  <b>その他に共同企業体又は共同提案体での応募にあたり、制約や条件がもしあれば併せてご教示ください。</b></p>
	<p>回 答</p>	<p>共同企業体又は共同提案体による応募は可能ですが、提出資料については、構成する全ての企業（提案者）の提出が必要となります。（カ・キ・クについては、入札参加資格を有する事業者については提出不要）</p>
<p>5</p>	<p>質 問</p>	<p><b>【項目】</b>  <b>「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.3『5 企画提案書等の提出（3）提出書類』</b></p> <p><b>【内容】</b>  <b>提出書類である「ク 直前事業年度の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）」について質問いたします。</b></p> <p><b>非上場企業の財務諸表は、通常一般に公開していない情報であるため、高萩市情報公開条例に基づく情報公開請求があった場合は、高萩市情報公開条例第 7 条第 3 号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものとして、非公開の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。</b></p> <p><b>仮に財務諸表の全部又は一部が公開対象となり得る場合、非上場企業として第三者への公開を前提とした提出ができないため、「直前事業年度の財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）」に代わる資料として提出すべき書類をご教示いただけますでしょうか。</b></p>
	<p>回 答</p>	<p>お見込みのとおり、非公開の財務諸表については、高萩市情報公開条例第 7 条第 3 号の規定により原則非公開文書となります。</p>

6	<p>質 問</p>	<p>【項目】 「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.3『5 企画提案書等の提出（3）提出書類』</p> <p>【内容】 提出書類である「カ 履歴事項全部証明書（申請日以前3カ月以内の証明日のもの。個人にあつては、代表者の身分証明書。写し可）」について質問いたします。</p> <p>当社は本年5月に本店を移転しており、現在、本店移転登記を申請中です。そのため、本プロポーザルの提出期限までに、本店移転後の住所が反映された履歴事項全部証明書を取得できない見込みです。</p> <p>提出時には、申請日以前3か月以内の証明日である本店移転登記申請前の履歴事項全部証明書の写し（旧住所）を添付し、移転登記完了後、速やかに最新版（新住所）の履歴事項全部証明書を提出する取扱いは可能でしょうか。</p>
	<p>回 答</p>	<p>ご質問の取扱いは可能です。移転登記完了後、速やかにご提出願います。</p>
7	<p>質 問</p>	<p>【項目】 「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.4『5 企画提案書等の提出（5）留意事項』</p> <p>【内容】 実施要領 P.4（5）留意事項に記載されている「企画提案書」について質問いたします。</p> <p>「03_（別紙2）審査基準」内に評価項目『業務実績体制』『事業者実績』とあることから「企画提案書」に業務実施体制・事業者実績は記載する必要があると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>その場合、実施要領では「ウ 企画提案書の正本の表紙には、本業務名及び提出年月日を記載するほか、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印するものとして、副本の表紙には本業務名及び提出年月日のみ記載するものとする。また、企画提案書の各ページには、社名、商標等、提案者の企業名が特定できる情報は記載しないこと。」とされ</p>

		<p>ています。</p> <p>そのため、「企画提案書」に記載する以下の事項については、伏せ字又は匿名化する必要があるという理解でよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施体制に記載する配置予定技術者の氏名、再委託予定先</li> <li>・事業者実績に記載する、発注者名、対象自治体名、業務名・業務内容に含まれる自治体名</li> </ul>
	回 答	<p>実施要領中、「5 企画提案書等の提出」「(3) 提出書類」で規定するアからクの区分で資料調製をお願いします。従いまして、企画提案書には業務実施体制や業務実績は、記載されないものと考えております。</p>
8	質 問	<p><b>【項目】</b></p> <p>「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.4『5 企画提案書等の提出（5）留意事項』 P.6『7 審査の手続き及び契約候補者の選定』</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>プレゼンテーションについて質問いたします。</p> <p>実施要領では「ウ 企画提案書の正本の表紙には、本業務名及び提出年月日を記載するほか、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印するものとして、副本の表紙には本業務名及び提出年月日のみ記載するものとする。また、企画提案書の各ページには、社名、商標等、提案者の企業名が特定できる情報は記載しないこと。」とされています。</p> <p>プレゼンテーション時の投影資料及び口頭説明においても、社名、商標等、提案者の企業名が特定できる情報は記載又は説明しない取扱いとすべきでしょうか。</p>
	回 答	<p>公平な審査に資するため、プレゼンテーションにおいては、企業名が特定できる情報は不記載としております。</p> <p>ご質問のとおり投影資料においても企業名が特定できる情報は記載せず、また、口頭説明においても自己紹介は省略し、企画提案説明でも企業名が特定できる情報は控えていただくこととなります。</p>
9	質 問	<p><b>【項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.6『7 審査の手続き及び契約候補者の選定（1）審査方法及び審査基準』</li> </ul>

		<p>・「03_（別紙2）審査基準」</p> <p>【内容】 プレゼンテーション時の評価項目について質問いたします。</p> <p>「03_（別紙2）審査基準」では、業務実施体制・業務実施方針・企画提案・業務価格が評価項目とされているため、プレゼンテーションでは全項目を説明対象に含める必要があるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、プレゼンテーションでの評価項目についてご教示ください。</p>
	回 答	<p>プレゼンテーションは企画提案書が中心となるものと考えておりますが、説明の配分については提案者の裁量となります。</p>
10	質 問	<p>【項目】 「01_実施要領（高萩市地域公共交通計画策定支援業務・高萩市地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務・高萩市エリア一括協定運行調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領）」内、P.6『7 審査の手続き及び契約候補者の選定（3）プレゼンテーション実施にあたっての留意事項』</p> <p>【内容】 プレゼンテーションで使用（配布・投影）可能な資料について質問いたします。</p> <p>実施要領ではプレゼンテーション実施にあたり「ア 提案説明書の追加資料は認めない。」とされています。ここでの「提案説明書」とは実施要領 P.4（5）留意事項に記載されている「企画提案書」（令和8年6月8日（月）17時までに提出する提出書類の一部）を指すとの理解でよろしいでしょうか。</p>
	回 答	<p>公平な審査に資するため、提案説明書の追加は認めないものであります。提案説明書は、企画提案書に限らず、説明に要する資料全てを指すものであります。</p>